

2 事業認定の手続

2.事業認定の申請

法第18条 規則第3条

事業認定申請書

- ①起業者名
- ②事業の種類
- ③起業地(収用・使用別)
- ④事業の認定を申請する理由



添付書類

- ①事業計画書(計画概要、公益上の必要性について等)
- ②起業地及び事業計画を表示する図面
- ③4条地の管理者の意見書
- ④事業施行に必要な許認可の書面
- ⑤事前説明会に関する書類等

※認定庁が公益性を判断するための最も基礎的な資料であること、また、公告縦覧を通じ利害関係人に説明する資料であることから、**定量的な記述**を用いる等、**分かりやすく記述**する必要がある

2 事業認定の手続

2.事業認定の申請

法第23条～25条

3.意見聴取

公告・短期縦覧

- ・起業者名、事業の種類、起業地を認定庁が公告
- ・申請書類を「2週間」公衆に縦覧
↳起業地が存する市町村にて



縦覧期間中、事業の認定について**利害関係を有する者**(土地所有者、借地権者、施設利用者、環境影響者等)は

- ・意見書の提出(都道府県知事あて)
- ・公聴会の開催請求(事業認定庁あて)

ができる。

2 事業認定の手續

3.意見聴取

公聴会の開催

法第23条 規則第4条～12条

- ・公聴会の開催請求があったとき
- ・開催請求はないが、事業認定庁が必要と判断したとき

事業認定庁が開催し、一般の意見を求める起業者、地権者等が意見を陳述

第三者機関の意見聴取

法第25条の2、34条の7

- ・事業認定庁の判断と相反する内容の意見書が提出されたとき

社会資本整備審議会（大臣認定）
都道府県事業認定審議会（知事認定）

認定庁は意見を尊重しなければならない

3-1 事業認定の4つの要件

第1号要件
収用適格事業
（3条該当性）

第2号要件
起業者の意思と能力

土地収用法第20条
（全ての要件を満たすこと）

第3号要件
土地の適正かつ
合理的な利用

第4号要件
公益上の必要性

特に重要